

### (3) 2021年度のコーポレートガバナンスに関する取り組み

#### ① hhcガバナンス委員会の運営

人 員	8名（社外取締役8名） 委員長：社外取締役
任務など	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ステークホルダーズとの対話に積極的に取り組み、得られた知見を取締役会における議論の充実に活かす。</li> <li>2. 代表執行役CEOから提案される将来の代表執行役CEOの育成計画について情報を共有するとともに助言等を行う。</li> <li>3. 取締役会の経営の監督機能の実効性を評価する。取締役会等の運営に関し課題がある場合、取締役会にその改善について提案する。</li> <li>4. 当社のコーポレートガバナンスおよびビジネスに関する事項等について幅広く議論し、もってコーポレートガバナンスの継続的な充実をはかる。</li> </ol>
開催状況	2021年度 開催回数 13回 出席率* 取締役7名は100%、1名は92%（12/13）

\* 2021年6月18日開催の第109回定時株主総会で新たに取締役に選任され、その後、hhcガバナンス委員会委員に就任した2名については、同日以降に開催した10回のhhcガバナンス委員会への出席を基に出席率を算定しています。

#### 2021年度 hhcガバナンス委員会の活動状況

1. サステナビリティへの取り組みに関する情報共有
  - 「価値創造レポート」（「非財務資本の充実による企業の持続的成長」をテーマとした当社の統合報告書）の制作背景とESG関連の環境変化に関する情報共有とディスカッション
  - 女性活躍推進、人権デュー・デリジェンス、最近の外部ESG評価結果、およびリンパ系フィラリア症制圧に向けた活動についての情報共有とディスカッション
2. ステークホルダーズとの対話
  - 若年性認知症の患者様との対話
  - 機関投資家（アナリスト）を招聘した講演の開催とディスカッション
  - 機関投資家等との対話の会（ラージミーティング）の開催、機関投資家との個別の対話の実施
  - オンライン個人株主説明会への社外取締役の参加
  - 労働組合の代表メンバーと社外取締役との対話の会の開催
3. CEOサクセッション
  - サクセッションプランの情報共有と検討
  - 社外の第三者（複数）による候補者の客観的評価のヒアリングとディスカッション
4. 取締役会の実効性評価
  - コーポレートガバナンス評価（コーポレートガバナンスプリンスiplと内部統制関連規則の自己レビューと取締役一人ひとりが評価する取締役会評価）の実施
5. その他
  - 取締役会の議題の検討
  - フリーディスカッション
  - 議決権行使結果および買収防衛策と株主提案の動向についてのディスカッション
  - 外部講師による最新のコーポレートガバナンスに関する情報共有とディスカッション
  - 指名委員会における諸課題（取締役の多様性とスキルマトリックス、社外取締役候補者の継続的な確保等）の情報共有とディスカッション
  - 取締役会の担う「経営の監督のあり方」についての情報共有とディスカッション
  - アメリカス事業およびプラットフォームビジネスについて担当執行役との情報共有
  - 執行役の業績連動報酬の例外措置、有価証券報告書における役員の報酬開示の検討

## hhcガバナンス委員会委員長からのメッセージ

hhcガバナンス委員会は社外取締役のみで構成する取締役会内委員会として、コーポレートガバナンス充実にに向けた取り組みを行っています。

2021年度はサステナビリティやESG等の非財務資本に係る諸課題を取締役会においてモニタリングするため、サステナビリティを巡る複数のテーマについて担当執行役と情報交換を行いました。また、ステークホルダーズ（患者様、株主、社員）との対話、CEOのサクセッションプランの検討、最新のコーポレートガバナンスの情報収集、指名・監査・社外取締役独立委員会の諸課題の検討など、議題は多岐にわたり、各回で活発にディスカッションを行いました。

ステークホルダーズとの情報共有の機会の設定についてはCOVID-19禍の影響により対面での実施が制限されることとなりましたが、状況に応じてウェブ会議を活用し、実施しました。

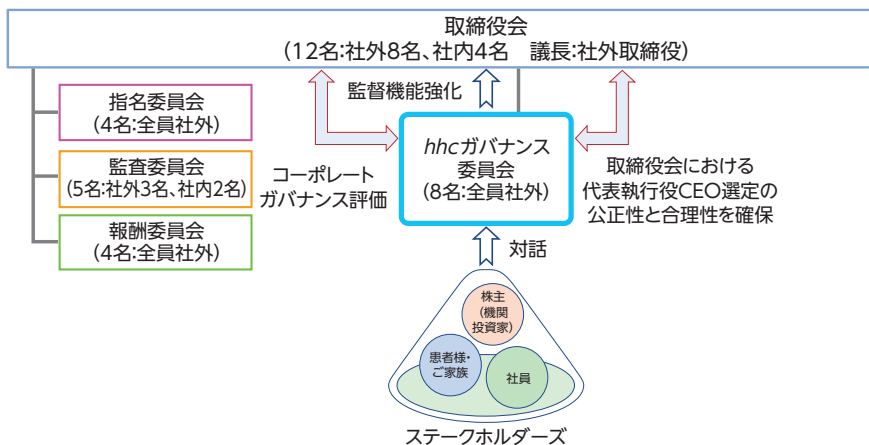
また、新たな取り組みとして、年度末にはステークホルダーズとの対話を振り返る機会を設定しました。これにより継続して取り組むべき課題を再確認し、対話を通じて得られた知見を次年度の経営の監督にどのように活かすべきか意見交換を行いました。今後も、ステークホルダーズとの対話については、対話の実施、振り返り、知見の共有と課題の抽出、経営の監督への反映というサイクルでステークホルダーズの皆様の期待に応えてまいります。

引き続き、hhcガバナンス委員会の活性化をはかるとともに、経営の監督機能を高め、企業価値の維持・向上に取り組んでまいります。

hhcガバナンス委員会委員長(社外取締役)  
加藤 泰彦



## hhcガバナンス委員会体制



## (5) 取締役会および各委員会の活動状況

### ① 取締役会の運営

人 員	12名（社外取締役8名／社内取締役4名 議長：社外取締役）
任務など	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経営の基本方針、執行役の選任、剰余金の配当等の決定など、法令、定款および取締役会規則で定められた重要事項の決定を行う。</li> <li>2. 執行役からの報告、ならびに指名委員会、監査委員会、報酬委員会、hhcガバナンス委員会および社外取締役独立委員会からの報告に基づき、取締役および執行役の職務の執行を監督する。</li> </ol>
開催状況	2021年度 開催回数 11回 出席率* 取締役11名は100% 取締役1名は82% (9/11)

\* 2021年6月18日開催の第109回定時株主総会で新たに取締役に選任された3名については、同日以降に開催した9回の取締役会への出席を基に出席率を算定しています。

### 2021年度 取締役会の活動状況

1. 2021年4月開催の取締役会において、政策保有株式の保有状況を含む資本政策、カーボンニュートラル宣言（2040年に達成する中長期目標の設定）および内部統制システムの整備・運用状況ならびにリスクの発生可能性と影響度に基づくリスクマップについて報告を受けました。
2. 2021年4月開催の取締役会において、コーポレートガバナンスプリンシプルおよび内部統制関連規則の自己レビューならびに取締役会評価のとりまとめ結果が、hhcガバナンス委員会より提案され、審議の結果、2020年度コーポレートガバナンス評価を決議しました。
3. 2021年6月開催の取締役会において、社外取締役独立委員会からの提案を受け、「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」の継続を決議しました。
4. 2021年9月開催の取締役会において、第109回定時株主総会における議決権行使結果の分析を行い、今後の株主総会のあり方について議論を行いました。
5. 2021年9月開催の取締役会において、東京証券取引所の市場区分変更に伴い、プライム市場への移行を選択し、申請することを決議しました。また、2021年11月開催の取締役会において、コーポレートガバナンス報告書（改訂コーポレートガバナンス・コードにフルコンプライした内容）が報告されました。
6. 2021年度の取締役会の議題として、特許戦略を中心とした知的財産に関する報告（12月）、製造委託先における品質確保に向けた取り組み、および環境経営の策定とカーボンニュートラルロードマップ（3月）について、それぞれ、担当執行役からの報告を受け、議論を行いました。
7. 2022年3月第2回開催の取締役会において、2022年度の事業計画大綱を決議しました。

## 取締役議長からのメッセージ

2021年度は当社の重要課題の一つである次世代アルツハイマー病治療薬の上市に向けた準備状況から発売後の状況まで適宜、執行役から報告を受け、複数回にわたり、取締役会で議論を行いました。先に米国で迅速承認された「アデュヘルム」については、その承認プロセスが関心を集め、世界の人々の認知症治療薬開発への期待の高さを実感するとともに、そうした社会の期待に応えるべく着実に経営が運営されるよう監督に努めてまいりました。

さらに2021年度は新たに「サステナビリティに関する課題への取り組み状況」について、当社の重要課題に基づいて各執行部門が目標、活動予定を計画し、定期的にその進捗状況の報告を受け、取締役の多様な視点から意見を述べ、指摘するなどモニタリングを開始しました。

社会の求めるコーポレートガバナンスの水準は常に進化しています。今後も、社外取締役がリーダーシップを発揮して、常に最良、最先端のガバナンスを追求しながら、企業価値の向上をはかり、ステークホルダーズの皆様のご期待に応えてまいります。

取締役議長(社外取締役)

加藤 泰彦

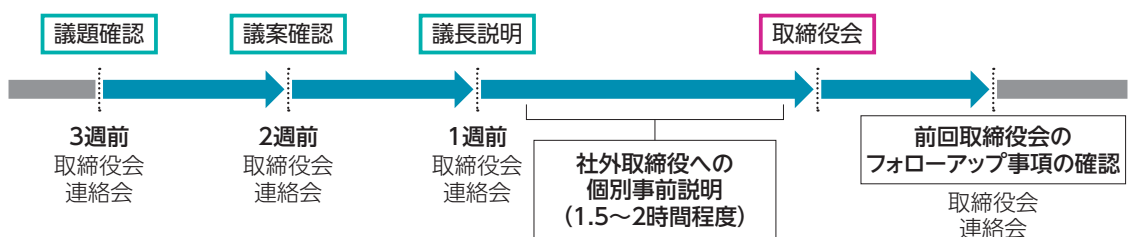


## 取締役会運営におけるサポート体制

取締役会の議題確認、議案の成案、事前説明、議事進行等の運営サポートおよび取締役会後の議事録作成やフォローアップ事項への対応等は取締役会事務局がその中心的な役割を担っており、これらの対応は下図のようなスケジュールで実施しています。また、これら一連のサポートは、取締役会事務局に加え、各組織を担当する執行役または組織長が、「取締役会連絡会」というプロジェクトベースでの体制を組んで対応しています。

### 取締役会連絡会メンバー (10名)

- ・経営企画・財務経理・法務・人事・総務・コンプライアンス・内部監査・PR・監査委員会事務局・弁護士・ガバナンス担当の社内取締役



## ②指名委員会

人 員	4名（社外取締役4名） 委員長：社外取締役
任務など	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役の選任および解任に関する株主総会議案の内容を決定する。</li> <li>2. 当社のコーポレートガバナンスの実効性を支えるのは取締役会の過半数を占める社外取締役の存在であるとの認識に基づき、独立性・中立性のある社外取締役を選任するために「社外取締役の独立性・中立性の要件」を定める。</li> <li>3. 取締役会が、様々なステークホルダーズの期待に応え、監督機能を発揮できるよう、多様なバックグラウンドを有する取締役候補者を決定する。</li> <li>4. 指名委員会の職務を執行するために必要な基本方針、規則および手続き等を定める。</li> </ol>
開催状況	2021年度 開催回数 10回 出席率* 取締役3名は100% 取締役1名は90% (9/10)

\* 2021年6月18日開催の第109回定時株主総会で新たに取締役に選任され、その後、指名委員会委員に就任した1名については、同日以降に開催した8回の指名委員会への出席を基に出席率を算定しています。

### 2021年度 指名委員会の活動状況

1. 取締役候補者選任に関する諸課題として、取締役会の構成や取締役の多様性およびスキルマトリックスなどに関して、hhcガバナンス委員会において情報共有とディスカッションを行いました。その後、指名委員会においても議論を行いました。
2. また、将来を見通した社外取締役の就退任に係るシミュレーションを行いました。
3. 上記の検討に基づき、取締役会の継続性の観点から社外取締役の在任期間についてフレキシブルな対応ができるよう一部、内規の改正を行いました。
4. 再任となる社外取締役候補者6名および新任となる社外取締役候補者1名について、独立性・中立性の審査を行い、いずれの候補者も問題がないことを確認しました。
5. 2022年度の新任社外取締役候補者1名と新任社内取締役候補者1名を含む11名の取締役候補者および取締役会構成案を決定しました。
6. 2023年度以降の社外取締役候補者についても具体的な検討および審議・決定を行いました。

## 指名委員会委員長からのメッセージ

当社のコーポレートガバナンスの実効性を支えるのは、取締役会の過半数を占める独立社外取締役の存在であり、厳格に独立性・中立性のある社外取締役候補者を選ぶこと、そして様々なステークホルダーズの期待に応え、経営の監督機能を高めるために、取締役会を、多様なバックグラウンドの取締役で構成すること、この2点が指名委員会の重要なミッションであると考えています。

当社指名委員会には、経営陣から独立した社外取締役を選任する手続きとルールが確立されています。社外取締役候補者のリストは、社外取締役だけでなく、当社取締役およびその経験者を含め、幅広いリソースから情報収集を行い、その充実をはかっています。リストから絞り込んだ候補者の方々には、当社の企業理念やコーポレートガバナンスの考え方等を情報提供し、就任の可能性を早い段階から把握するようにしています。こうした社外取締役の選任プロセスに、経営陣は関与しない仕組みになっています。

2021年度は他社の状況や外部評価機関の結果を参考に、取締役会の構成や取締役の多様性およびスキルマトリックスなどに関してhhcガバナンス委員会においても議論し、当社の経営をより深く理解し、監督するために、取締役の構成における「ありがたい姿」を検討しました。

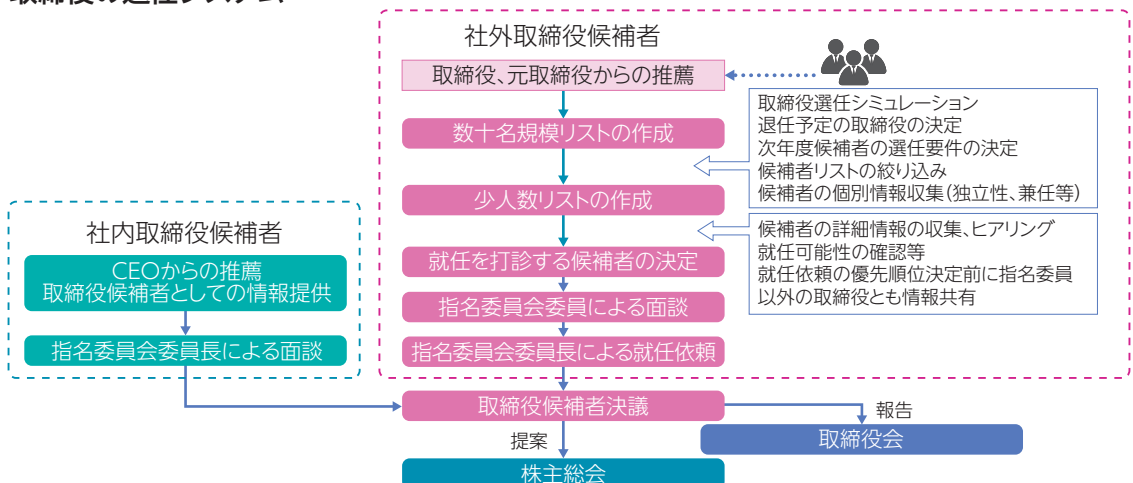
2022年度は女性取締役比率の増加、また、医療分野に関する有識者の就任もしくはそうした分野に関する知見を取締役に取り入れるための工夫についての検討等、理想の実現に向けて取り組んでまいります。

指名委員会は今後も、当社のコーポレートガバナンスの向上に資するべく、社外取締役の在任期間の中長期的なシミュレーションなども行いながら、取締役会の構成や多様性の検討等、取締役会の機能発揮に結びつく取締役候補者の選任を進めてまいります。

指名委員会委員長(社外取締役)  
海堀 周造



## 取締役の選任システム



### ③ 監査委員会の運営

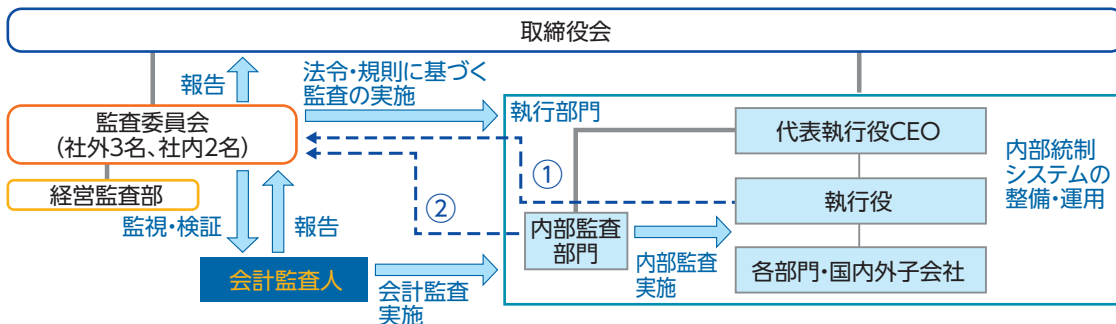
人 員	5名（社外取締役3名／社内取締役2名） 委員長：社外取締役
任務など	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監査委員会は、取締役および執行役の職務執行の監査ならびに監査報告の作成、会計監査その他法令により定められた事項を実施する。</li> <li>2. 監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。</li> <li>3. 監査委員会は、会計監査人の独立性の確保および監査の品質管理のための組織的業務運営について確認するとともに、当社会計監査人以外の監査法人に関する情報収集に努める。</li> <li>4. 監査委員会は、当社および当社グループ企業の役員、使用人ならびに当社の会計監査人から適時・適切にその職務の執行に関する事項の報告を受けるとともに、当社および当社グループ企業の業務および財産の状況を調査し、会計監査人および内部監査部門と必要な情報を共有するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努める。</li> <li>5. 監査委員会は、その職務を執行するために必要な基本方針、規則、手続き等を定め、毎年見直しを行う。</li> <li>6. 監査委員会の決議および監査委員会委員の指示に基づき職務を遂行する経営監査部は、監査の客観性を確保するために、業務の指揮命令および人事評価等について執行役からの独立性が保障される。</li> </ol>
開催状況	2021年度 開催回数 12回 出席率* 委員全員100%

\* 2021年6月18日開催の第109回定時株主総会で新たに取締役に選任され、その後、監査委員会委員に就任した2名については、同日以降に開催した8回の監査委員会への出席を基に出席率を算定しています。

### 2021年度 監査委員会の活動状況

1. 監査委員会監査計画を策定し、これに従い監査を実施しました。
2. 会社法で求められる監査を実施し、金融商品取引法で規定される財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について監視しました。
3. 会計監査人および当社グループの内部監査部門等に係る監査活動をしました。
4. 会計監査人および子会社の監査役等と必要な情報を共有しました。
5. 監査委員会における主な決議事項および報告事項は次のとおりです。
  - 決議事項：監査委員会委員の職務分担、監査委員会監査計画、監査委員会に係る規程類、会計監査人への報酬の同意、会計監査人の再任または不再任、経営監査部の人事評価、監査報告書など
  - 報告事項：四半期・年度末決算に係るCFOおよび会計監査人からの報告、事業報告およびその附属明細書の報告、執行役（3名）からのそれぞれの職務執行状況の報告など

### 監査委員会の体制



① 取締役会の定めた規則に基づき、報告該当事項を監査委員会へ報告（月次または随時）

② 内部監査実施結果を監査委員会へ報告（月次）

## 監査委員会委員長からのメッセージ

監査委員会は、事業年度ごとに策定する監査計画および監査委員会が定める監査基準に従って監査を行います。今年度の監査計画には、法令に基づく事項として、取締役および執行役の職務の執行の監査、事業報告およびその附属明細書の監査、計算関係書類の監査などを設定しました。その他に事業年度ごとに定める重要監査テーマとして、(1) ESG/SDGsへの取り組みに関する監査、(2) COVID-19の影響を踏まえた人財に関する施策（働き方改革への対応など）についての監査、(3) 子会社トップマネジメントによる不正防止のための内部統制の監査、の3件を設定し、監査を実施しました。

これらの活動を行った結果、いずれの監査におきましても問題を認めませんでした。

また、2021年度は、監査委員会が執行部門からの報告などにより把握したリスク情報等のうち、重要と認められた事項については、適時に取締役会で共有することによりガバナンス向上に資する取り組みを強化しました。

監査委員会委員長(社外取締役)

内山 英世



### 監査委員会の会計監査人に係る監査活動

- 会計監査人の年次会計監査計画を受領し内容を確認するとともに、監査報酬等への同意の可否について審議しました。
- 四半期・年度末決算に対する会計監査人の監査等の結果について説明を受け、その内容を確認しました。あわせて、内部統制監査に関する情報を受領しました。
- 会計監査人が実施する個別の監査に必要なに応じて立会い、監査の実施状況を確認しました。
- 会社計算規則第131条の会計監査人の職務の遂行に関する事項について報告を受け、その内容を確認しました。
- 日本公認会計士協会の「監査基準委員会報告書260」に基づき、会計監査人から定期的に報告を受けるとともに、監査上の重要な発見事項等について意見交換を行いました。また、金融商品取引法の「監査上の主要な検討事項」(KAM)についても、その記載内容について協議を行うとともに、必要に応じて説明を求めました。
- 会計監査人の様々な活動および規制当局等による審査結果等の情報を踏まえて、会計監査人が所属する監査法人ならびに当社の業務執行社員および監査チームの監査品質などを評価しました。

### 監査委員会の内部監査部門等に係る監査活動

監査委員会は、内部監査担当執行役および内部監査部門（89頁をご参照ください）ならびに内部統制担当執行役およびリスク管理・内部統制推進部門（85頁をご参照ください）に対し、以下の監査活動を行いました。

- 内部監査担当執行役およびコーポレートIA部との毎月の会議を通じて、当社および当社グループ企業の内部監査部門の年次監査計画および個別の監査の実施結果の報告を受け、その相当性を確認するとともに、監査委員会の活動についても情報共有を行いました。なお、個別の監査には、金融商品取引法における財務報告に係る内部統制の評価が含まれます。
- 内部統制担当執行役およびコンプライアンス・リスク管理推進部との定期的会議を通じて、リスク管理活動および内部統制推進活動の情報を受領しました。加えて、コンプライアンス・カウンターの運用状況について毎月報告を受領しました。



#### ④報酬委員会

人 員	4名（社外取締役4名） 委員長：社外取締役
任務など	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役および執行役の報酬等の内容に係る決定に関する方針および個人別の報酬等の内容を公正性および透明性をもって決定する。</li> <li>2. 取締役の報酬等については、経営の監督機能を十分に発揮できる取締役として相応しいものとし、執行役の報酬等については、執行役としての職務執行が強く動機付けられ、業績指標の達成度が考慮される内容として、これらを決定する。</li> <li>3. 取締役および執行役の報酬等を決定するにあたり、その客観性を確保するために社外の調査データ等を積極的に取り入れるとともに、報酬等の決定プロセスの妥当性についても審議し、これを決定する。</li> <li>4. 報酬委員会の職務を執行するために必要な基本方針、規則、手続き等を定める。</li> </ol>
開催状況	2021年度 開催回数 7回 出席率* 取締役3名は100% 取締役1名は86% (6/7)

\* 2021年6月18日開催の第109回定時株主総会で新たに取締役に選任され、その後、報酬委員会委員に就任した1名については、同日以降に開催した5回の報酬委員会への出席を基に出席率を算定しています。

#### 2021年度 報酬委員会の活動状況

1. 2020年度の全社業績および代表執行役CEOから提案された各執行役の評価の妥当性について審議を行いました。2020年度全社業績目標達成度が業績連動型報酬の支給基準を満たさないことが判明しました。報酬委員会は慎重に検討を重ねた上で、内規に基づく例外的な措置として、執行役の個人パフォーマンスを反映するために必要最低限の水準となる例外的な賞与を支給することとしました。
2. 2021年6月就任の取締役および執行役の個人別の報酬等を決定しました。
3. 執行役の業績連動型報酬を決定するための2021年度の業績目標および評価基準について、代表執行役CEOから提案を受け、その妥当性を審議し、全社業績目標と評価基準を承認しました。なお、今回、講じた例外措置を再度講ずることのないように対策がなされていることを確認しました。
4. 取締役および執行役の報酬体系および報酬水準について、他社の役員報酬体系および水準等を調査、比較、検討するとともに、課題を抽出して議論を行いました。
5. 以上の検討を行った結果、2021年度の取締役・執行役の報酬水準について、一部、課題があり、引き続き検討していくことを確認しました。
6. 見直しを検討している執行役の報酬制度の改定は具体的な提案に至らず、引き続き、2022年度の報酬委員会で検討していくことを確認しました。

## 報酬委員会委員長からのメッセージ

報酬委員会は、取締役や執行役の報酬等の内容を決定するという重要な経営の監督権限を有しており、その役割として報酬決定の「公正性と透明性の確保」、「株主を含むステークホルダーズの皆様への説明責任」を重視しています。

報酬委員会は、毎年、全社業績目標および執行役の個人別業績目標を審議・決定しておりますが、2020年度業績に基づく執行役の業績連動報酬について、報酬委員会の活動状況に記載の通り、内規に基づく例外的な措置を講じたことから、2021年度の業績目標設定の審議においては、再度、例外措置を講ずることのないように対策がなされていることを確認の上、決定を行いました。

また、報酬委員会では、毎年、取締役・執行役の報酬体系およびその水準について、信頼できる外部専門機関の協力を得て、調査、比較、検討するとともに、課題を抽出して議論を行っています。2021年度の調査の結果としては、取締役・執行役の報酬水準は、検討すべき課題はあるものの概ね適切であり、変更する必要がないことを確認しています。

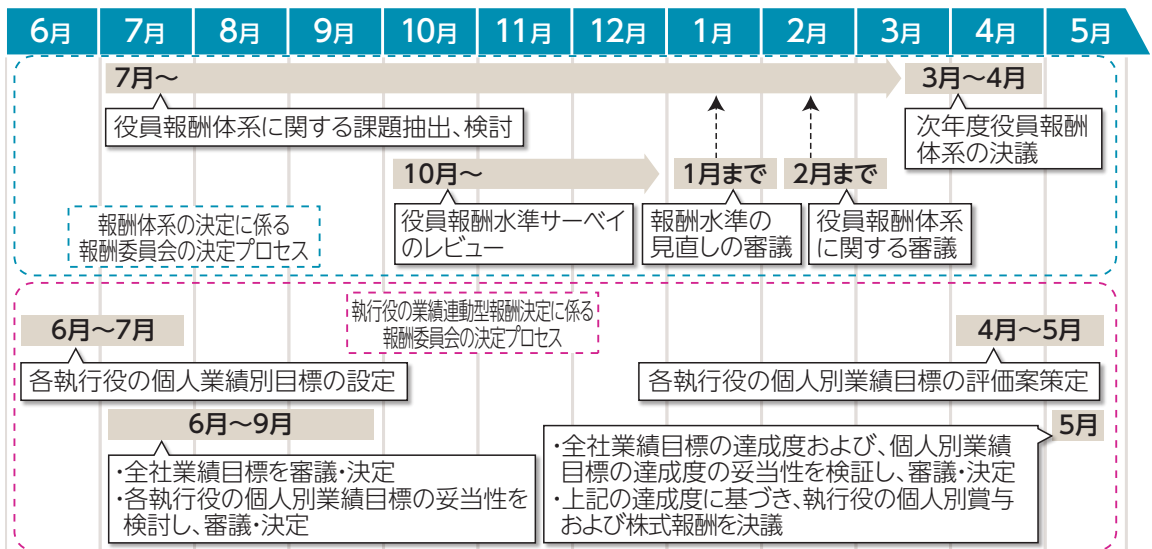
一方で、継続的に検討を進めておりました執行役報酬制度の改定については、残念ながら成案にいたりませんでした。引き続き、執行役一人ひとりがこれまで以上にモチベーションを高め、hhcの実現に邁進することができる報酬制度改定に向けて検討を進めてまいります。なお、執行役の報酬体系の改定はできませんでしたが、業績連動報酬決定の業績指標（KPI）にESG等の非財務KPIを組み込むことについては、2022年度に実現することを志向しています。

報酬委員会は、今後とも、報酬決定の公正性と透明性を実現するために審議を尽くし、これまで以上に開示の充実を果たすことで、株主を含むステークホルダーズの皆様への説明責任を果たしてまいります。

報酬委員会委員長(社外取締役)  
ブルース・アロンソン



## 報酬決定プロセスについて



## ⑤ 社外取締役独立委員会

人 員	8名（社外取締役8名） 委員長：社外取締役
任務など	「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」（以下、「本対応方針」）について、①外部専門家からの企業買収に関連する客観的な情報等の収集、②国内外の法制度や各種事例等の最新情報の共有、③社外取締役と機関投資家との対話により得られた意見や議決権行使状況に関する情報の共有等に基づき、本対応方針の維持・見直し・廃止に関する議論や検討を行う。
開催状況	2021年度 開催回数 8回 出席率* 取締役7名は100% 取締役1名は88%（7／8）

\* 2021年6月18日開催の第109回定時株主総会で新たに取締役に選任され、その後、社外取締役独立委員会委員に就任した2名については、同日以降に開催した7回の社外取締役独立委員会への出席を基に出席率を算定しています。

### 2021年度 社外取締役独立委員会の活動状況

- 2021年5月開催の社外取締役独立委員会において、本対応方針に関連し、株主総会の取締役選任議案に反対の議決権を行使される機関投資家に向け、当社の対応を理解していただくためのレターの検討を行いました。
- 2021年6月開催の社外取締役独立委員会において、社外取締役独立委員会委員長を選定するとともに本対応方針の維持・見直し・廃止を検討し、維持することを決議しました。
- 2021年9月開催の社外取締役独立委員会において、株主総会の議決権行使結果の分析やグローバルなアクティビズムおよび敵対的買収の動向について情報共有と検討を行いました。
- 2021年11月開催の社外取締役独立委員会において、直近の買収防衛策の導入事例および本対応方針に関するステークホルダーズの意見等について情報共有と検討を行いました。
- 2021年12月開催の社外取締役独立委員会において、本対応方針を廃止する場合の対応事項について情報共有と検討を行いました。
- 2022年2月開催の社外取締役独立委員会において、同日開催の取締役会における本対応方針に係る議論を踏まえ、本対応方針の維持・見直し・廃止の方向性を検討しました。
- 2022年3月開催の社外取締役独立委員会において、国内外の機関投資家や議決権助言会社の買収防衛策に対する考え方や議決権行使の状況、本対応方針を廃止する場合の留意事項等について情報共有と検討を行いました。
- 2022年3月第2回開催の社外取締役独立委員会において、本対応方針の非継続（廃止）を取締役に提案することを決議しました。

## 社外取締役独立委員会委員長からのメッセージ

本対応方針は、2006年2月28日に導入後、機関投資家の皆様との意見交換も踏まえて、有効期間や対象となる買付基準の見直しなどを経て継続してまいりました。

現時点においても、当社のビジネス環境や業界動向より、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある買収リスクが低下したとは認められず、当社の主要なステークホルダーズの共同の利益や長期的な価値を増大させるという当社の企業理念に基づき、リスクに対する十分な備えを行うことは引き続き必要であると考えております。

しかしながら、機関投資家の皆様に、当社の理念経営、コーポレートガバナンスに高い評価をいただく一方で、本対応方針を保有することを理由に、定時株主総会における取締役選任議案に対して反対の議決権行使を多数いただいております。

また、直近の買収防衛策に係る動向を踏まえると、本対応方針のような施策をあらかじめ講じておく必要性は低下しています。

こうした状況から2021年度、社外取締役独立委員会は本対応方針の維持・廃止・見直しをゼロベースで検討し、本対応方針の非継続（廃止）を決定し、これを取締役に提案することといたしました。

なお、実際に当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある買収者や買付者が現れた場合には、ステークホルダーズと対話をしながら、関連する法令の許容する範囲内において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するために、その時点において採用可能な適切と考えられるあらゆる施策（いわゆる買収防衛策を含む）を講じることが妥当であると考えております。

社外取締役独立委員会委員長(社外取締役)  
三浦 亮太

